

## はじめに

日本国憲法には前文があり、その前文ではこの憲法を定めるにあたつての、基本的思想、価値観が述べられている。それは次の三点に纏めることができる。

その一は 国民主権と代表者による間接民主主義

その二は 諸国民との協和による成果と自由のもたらす恵沢の確保

その三は 恒久の平和への希求とその確保

である。

そのうち恒久の平和の確保は、

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」しようという考え方であると宣言している。

逆に武力による安全や生存の保持は排斥されているわけである。

では武力攻撃がなされた場合どうすればよいのか。自衛権がなかつたら、攻撃国の蹂躪になすがままにされ、國は滅び国民は奴隸状態になるのではないか。その問い合わせに対する答えの前に、次のようなことを考えてみなければならない。

(1) 武力攻撃は理由もなく、また突然になされることはない。

戦争が開始される前には、それを避けるための努力が尽される。当事国間交渉や第三国を介しての和平交渉が必ず事前になされる。通り魔的な形の開戦は歴史上に例はない。特に情報の入手手段が飛躍的に発達した現代では、攻撃がなされそうだ、との情報は相当の確度をもつて得られるし、それを阻止する為の和平交渉や活動は事前に十分行なわれる筈である。

(2) 一方、武力により制圧された国は滅亡するわけでもない。

敗戦国であった日本の復興のあとを見るべきである。

ドイツもイタリーも領土を保持しているし、日本は北方領土の返還を求めるまでになつてゐる。国際社会の秩序や思想は未熟乍らも進化している。

(3) 武力による平和の維持

例えば武力の均衡は平和につながるのか。止まることを知らない軍拡競争は、疑いようも

なく戦争に向かうものである。その競争に勝利した国の権力者は戦争の誘惑に駆られる。

また、集団的安全保障の仕組みは他国の為の戦争に加わることを約束する行為である。戦争の機会が増加することは間違いない。現在のアメリカのような超大国が、イラクに対する不法な開戦をして、それへの参加を求められたら拒否することは困難である。逆に安全保障の集団を構成する他国が攻撃された場合、それを防衛するため送られた軍隊に戦闘意欲は湧くであろうか。と考えると集団的自衛権や軍事同盟による平和保持は、実際には機能しない恐れが大ではないか。

そのように考えてくると、現実論として、武力による平和の維持は、消極的な意味においては一時的には肯定する外ないかも知れないが（肯定するもしないも、国民は一部ではあれ既成事実として肯定させられている）、ただ軍事のみに頼らず、他の手段についても併行して考えるべきである。現実面で軍事力を強化して他国からの攻撃の抑止が出来るとしても、それは暫定措置であり、別途、武力によらない平和の実現を目指すべきである。

武力による抑止のみに平和維持を委ねることは、非軍事的手段による平和維持の努力の放棄を招くことになる。

## はじめに

福岡県弁護士会北九州部会の憲法委員会は、日本国憲法が世界平和を実現することについて、どのような思想に基き、どのように平和を実現しようと企図しているのかという観点から一年間レポートや討論を重ねてきた。その結果我々の学んだことは、以下のことである。

1 平和を求める権利は国民一人一人にあり、それは各人の基本的人権に基づくものである。そしてそれは国民が裁判所に訴え出ることの出来る権利である。

2 日本国憲法は平和の実現を国民一人一人に求めている。「しない平和」は国家に対し求められるものであり、「する平和」は国民に対し求められている。

3 N P（ノンバイオレント・ビーストフォース＝非暴力平和隊）など既に非政府組織（N G O）＝民間団体が組織的に活躍している。

これは日本国憲法の理念に叶う「する平和」の実例ではないか。このことはもつと知られてよい。

4 日本国憲法の平和条項は各国憲法のモデルとなつており、しかもそれらの中で最も徹底している。国民に対し、そのことをもつと知つてもらうことが大切ではないか。世界の憲法のモデルであるとしたなら、その内容は日本人だけの考え方で変更してよいのか、少なくとも、それを変更するとしたら、その及ぼす世界的影響を十分考慮してなすべきでない

か。平和条項は最早世界人類の共有財産となつて いる。

そのような検討から、我々法律実務家に何ができるか、何をなすべきかを考察した。

まず、紛争解決の手段として、裁判の手法を取り入れることは出来ないかと考えた。

市民社会においては、各種紛争の平和的解決のために裁判の形式がとられている。それは裁判の持つ「紛争の平和的解決」、「公正、公平、正義」という機能とイメージによるものと思われる。そこは力ではなく正当な理論が支配する世界である。

現に裁判の形をとった東京裁判は、紛争の平和的解決の手段とするため、何が前例とされるべきかとの観点から考察の対象とした。

我々が日常用いてる裁判や和解の手法を導入すること、また紛争の当事者に双方の主張を整理し誤解や判断の誤まりを指摘したり糺すことにより、紛争の解決や予防が出来るのではないか。そこに法律実務家のセンスやマインドが生かされ実用化される分野があるのではないか、ということにまで検討が及んだ。

一つの結論として憲法改正の議論をするにしても、その根底にある平和思想や、それに基く現実の活動、日本国憲法の国際社会における位置付けをもつと知ることが必要である、とな

## はじめに

いうことである。

但し、本書は憲法改正論議の中で判断の材料を提供するが、それに賛成したり反対したりすることを目的とするものではない。むしろ、憲法の平和思想から導かれる平和実現のための多様な手段や実例を研究し紹介すること、それが憲法委員会の使命ではないかと考える。

それをまとめたレポートを委員の一人であるわたしが、わたしの責任で出版することになつたのである。

それが本書出版の動機であり意義である。

法律の世界にいる者の著述であるから、自然と難解な用語も出て来て、読みづらいところもあるかと思うが、基本的には特別に難解なことを書いているとは思っていない。熟読して頂ければ理解は十分可能なはずである。

憲法に対する国民の認識が深まり、様々な議論がなされる端緒となることを期待したい。